

福島県水産業振興審議会公募委員募集要項

1 目的

福島県は、水産業の振興に関する基本的な事項及び水産業協同組合の整備強化に関する重要事項を調査審議する知事の附属機関として福島県水産業振興審議会（以下、「審議会」という。）を設置している。本審議会において、委員の一部を公募することにより、県民からの意見を幅広く聴き、水産行政に反映し、本県の水産行政の向上に資することを目的とする。

2 募集

- (1) 定員 1名
- (2) 任期 委嘱の日より2年
- (3) 応募資格 県内に在住する満20歳以上（募集締切日現在）で水産業の振興に関心のある方、ただし、議員（国会議員、地方公共団体の議会の議員）及び公務員を除く。
- (4) 募集期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月29日（金）までの間

3 応募方法

次の書類を応募先まで持参、郵送、電子メール、FAXにより提出するものとする。なお、提出された書類は返却しないものとし、応募に要する費用（郵送代、面接に要する旅費等）は支給しないこととする。

- (1) 「福島県水産業振興審議会委員応募申込書兼履歴書」（別紙）
- (2) 作文（800文字以内、任意様式）
テーマ：「本県水産業の復興に向けて考えること」

4 応募受付

- (1) 郵送の場合は、令和7年8月29日（金）までの消印があるものを有効とする。
（封筒余白に「審議会公募」と記載してください。）
- (2) 持参の場合、期間中の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日）は受付をしない。
- (3) 電子メールの場合、応募先のメールアドレスに令和7年8月29日（金）までに受信したものを有効とする。FAXの場合、水産課宛 FAX 受信欄に令和7年8月29日（金）までに受信したものを有効とする。

5 選考

別に定める「福島県水産業振興審議会公募委員選考要領」に基づき、公募委員選考委員を設置し、1次選考及び2次選考を経て公募委員を選考するものとする。

- (1) 1次選考：応募申込書兼履歴書及び作文による書類選考を行う。
1次選考の結果は、本人あて郵送により通知する。
- (2) 2次選考：1次選考の結果、1次選考通過者には面接により2次選考を行うこととする。面接の日時・会場については、1次選考結果の通知と併せて行う。

6 最終選考結果の通知

令和7年9月中に郵送により応募者本人あて通知する。

7 応募先及び問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部水産課
TEL 024-521-7376 FAX 024-521-7940
電子メール suisan@pref.fukushima.lg.jp

附則

この要項は令和7年7月16日から施行する。